

社会福祉事業 **振興** 資金事業概要

振興資金とは、民間社会福祉事業の振興、育成の一環として、社会福祉事業施設の整備等に必要な資金の融資を行うものです。

	施設整備費		保育所購入費	
種類	○施設の新築・改築・増築・修繕・改造資金 ○設備備品整備の資金 ○災害復旧に要する資金 ※地域C Pの整備については、新築のみ		○横浜市から有償譲渡を受けるために要する資金 ○施設の購入に要する資金	
対象 <small>(国又は横浜市以外の公共団体の委託を受けているものを除く)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● (整備対象施設が) 市内に所在 ● 社会福祉法に規定する民間社会福祉事業の施設、更生保護事業法に規定する更生保護事業の施設、又はこれに準ずる施設 ● 横浜市がその建設に要する費用に対し補助することが確認された施設 		横浜市との譲渡契約により有償譲渡されることが確認された施設	
	<ul style="list-style-type: none"> ● (法人として) 本会会員であること (年会費 10,000 円) ● 経営が確実で返済能力があること。 			
限度額	別表			
貸付期間	6,000 万円以内	25 年以内	4,000 万円以内	20 年以内
	4,000 万円以内	20 年以内		
	2,000 万円以内	15 年以内		
利息	無利子。ただし、医療社会福祉施設は年利 0.5% ※償還期日までに償還しなかったときは、その償還期日の翌日から償還の当日までの日数について当該金額に対し、年利 18.25%の率の金額を延滞損害金として徴収致します。			
連帯保証人	保証能力が確実な連帯保証人 2名以上 。 なお、 法人の代表者 は個人として連帯保証してください。			
保証能力	連帯保証人の年収額合計：年間の償還額の4倍以上			
	連帯保証人の資産額合計：借受額の2倍以上 (原則、土地・建物・預金)			

*振興資金の借入に関してご提出いただいた個人情報につきましては、貸付にかかる審査・契約以外には使用しません。

【お問合せ先】

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
施設福祉課

TEL : 045-201-2219

FAX : 045-201-1661

<融資額の限度> (別表)

1. 施設整備費

(1) 新築・全面改築	
貸付限度額	適用施設
6,000万円 以内	1 生活保護法に規定する救護施設・更生施設 2 児童福祉法に規定する乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・知的障害児施設・盲ろうあ児施設・肢体不自由児施設・重症心身障害児施設 3 老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム(ただし、定員50人以上とする)・老人短期入所施設(ただし、定員40人以上とする) 4 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設
4,000万円 以内	1 児童福祉法に規定する保育所 2 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業所 3 横浜市の条例に定める地域ケアプラザ
2,000万円 以内	1 上記以外の社会福祉施設
(2) 増築・設備整備等	
2,000万円 以内	生活保護法に規定する医療保護施設 社会福祉法に規定する無料低額診療施設
1,000万円 以内	上記以外の社会福祉施設

2. 保育所購入費

貸付限度額	適用施設
4,000万円 以内	1 横浜市から有償譲渡を受ける施設 2 上記以外の保育所

振興資金借入相談から完了までの流れ

【 需要額調査 】

需要額調査（前年度）…前年度の7月頃実施
予 算 化

↓ * 横浜市に事前相談（補助金について）

【 相 談 】

借 入 相 談



【 申 込 】

借入申込書の提出 …運営委員会の約1ヶ月前



施設（現地）調査 …運営委員会の約1週間前



【 審 査 】
【 決 定 】

運営委員会審査
貸 付 決 定 …年4回開催

↓ 決定通知、公正証書作成に必要な書類の案内、
委任状、完了報告書の用紙を送付

金銭消費貸借契約公正証書作成の委任状の提出

↓ 委任状、印鑑証明書、法人登記簿謄本等提出

【 契 約 】

金銭消費貸借契約・公正証書作成 …手数料等は借入法人負担



【 貸 付 】

銀行振込により資金交付 …公正証書作成後、即日交付



事業完了報告書の提出 …報告書、領収書、写真の提出



償還通知書の送付

↓ * 翌契約年月日より償還開始

【 償 還 】

銀行振込等により償還 …年1回。償還日までに振込

↓ * 契約内容に変更が生じた場合、速やかに報告し、必要
に応じて変更契約を行う。(理事長変更、保証人変更等)

【 完 了 】

償 還 完 済